

## 知立市ふるさと応援寄附金パートナー事業者募集要項

### 1 目的

知立市では「ふるさと納税」の促進と地域産業の活性化を図ることを目的に、知立市にふるさと納税をされた寄附者（知立市以外の市町村に住所を有する者）にお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供していただく法人、団体又は個人事業者（以下「パートナー事業者」という。）を募集する。

### 2 パートナー事業者の要件

パートナー事業者は、次の要件全てに該当するものとする。

- (1) 本社若しくは本店、支社若しくは支店又は事業所若しくは工場が市内にある法人その他の団体又は個人事業者であること。（ただし、この要件を満たさない場合であっても、「3 返礼品の要件」中の知立市にゆかりがあると認められる商品を返礼品として提供できる場合は、可とする。）
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 個人情報取扱いを厳重に行えること。

### 3 返礼品の要件

- (1) 返礼品は、次の要件全てに該当するものとする。

ア 知立市内で生産、製造若しくは加工され、若しくは知立市にゆかりがあると認められる商品又は知立市内の施設でのサービス提供であること。

イ 商品については、品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で安定供給が可能なものも、可とする。

ウ 食品に関しては、商品情報（使用原材料等）の開示をしていただき、食品衛生関係法令の規格・基準内であることなど「食の安全・安心」が確保されていること。

エ その他、総務省告示基準に沿ったものであること。

オ 返礼品の要件を満たしているかどうか、チェックをさせていただくことに了承していただけるものであること。

## (2) 返礼品の調達価格

ア 寄附金額は調達価格が30%以下、上限額が35%以下になることを基準に知立市において決定する。

イ 返礼品の調達価格は、寄附金額の30%以内とする。

ウ 上限額は寄附金額の35%以内とする。上限額には、商品の代金、梱包費用及び寄附者への送料、施設におけるサービス提供に要した費用、寄附者との連絡に要した通信料並びに消費税及び地方消費税等、返礼品に関する費用の全てを含むものとする。

寄附金額（参考）	返礼品の調達価格 （寄附金額の30%を上限）	上限額 （返礼品価格に送料等を含めた寄附金額の35%を上限）
5,000円	1,500円	1,750円
10,000円	3,000円	3,500円
15,000円	4,500円	5,250円
20,000円	6,000円	7,000円
25,000円	7,500円	8,750円

## 4 パートナー事業者のメリット

### (1) 広告媒体等への掲載

ア 知立市のホームページ及びパンフレット並びに「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「さとふる」、「ふるなび」などふるさと納税ポータルに商品の画像、商品名、事業者名などを無料で掲載が可能。

イ ポータルサイトの商品ページの編集等は、市の委託事業者が行うため、管理が不要（商品の写真提供や編集後の掲載ページの確認は必要。）。

(2) 寄附者への返礼品発送時に、パートナー事業者作成のパンフレット等を同封することにより、PRが可能。なお、パートナー事業者によるパンフレット等の送付は、返礼品発送時の同封のみに限る。

## 5 個人情報の保護

パートナー事業者は、この事業により取得した個人情報について、返礼品の送付以外の目的に使用することはできないものとする（ダイレクトメールの送付などの2次利用や第三者への漏えいは厳禁。）。また、パートナー事業者が

認定を取り消された後も同様とする。ただし、4（2）のパンフレット等の同封により、寄附者が直接パートナー事業者へ商品を注文したこと等により入手した個人情報は、対象外とする。

## 6 募集期間

随時

ただし、「3 返礼品の要件」の確認に時間を要するため、商品掲載日は個別で調整。

## 7 申込方法

「知立市ふるさと応援寄附金パートナー事業者申込書」及び「返礼品提案書」を下記提出先に郵送又は直接提出するものとする。ただし、令和6年度末時点でパートナー事業者及び返礼品の認定を受けている事業者については、提出しているものとみなし、新たな提出は不要とする。

○提出先・問合せ先

〒472-8666

知立市広見三丁目1番地 知立市役所企画部財務課財政係

電話：0566-95-0146

## 8 パートナー事業者の認定

申込み内容を基にパートナー事業者及び返礼品の要件に該当すると判断した場合、パートナー事業者及び返礼品として認定する。ただし、「7 申込方法」（1）のただし書による事業者については、既に認定しているものとみなし、新たな認定は行わない。

## 9 その他の留意事項

- （1）積極的に知立市のPR活動に努めるとともに、知立市のふるさと納税返礼品と認知されるように送付すること。
- （2）登録された返礼品を変更、又は取り下げる場合は、事前に相談すること。
- （3）返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、誠実に対応し解決に努め、内容については必ず報告をすること。
- （4）知立市は、認定されたパートナー事業者が本要項「2 パートナー事業者募集の要件」に定める要件に該当しなくなった場合又はパートナー事業者が提供する返礼品の全てが「3 返礼品の要件」に定める要件に該当しなくなった場合は、パートナー事業者の認定を取り消すものとする。
- （5）年度途中の新規の返礼品提案については、総務省の審査が数か月程度かか

ることから、認定までに数か月期間を要する。